

指定避難所・指定緊急避難場所の指定の見直しについて

令和元年東日本台風での教訓や、全国で頻発する風水害の影響を踏まえ、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定について、以下のとおり見直しを行うものとする。

なお、今後は見直しの内容について、ホームページや広報紙のほか、現在改訂作業を行っている防災本（ハザードマップ）にも掲載し、市民への周知を進めていく予定である。

1 指定避難所

地震や洪水により家屋に被害を受けた方を保護するために開設し、宿泊、食事など生活機能を確保するための施設

【対象となる施設】

小・中・高等学校及びスポーツセンター等 9 3 施設

ただしスポーツセンター等は、学校の避難所の収容状況により二次的に開設

2 指定緊急避難場所

地震、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急避難する際の避難先として位置付けるものであり、生命の安全の確保を目的とする場所

【対象となる施設】

小・中・高等学校及びスポーツセンター等 1 0 1 施設

公民館等 3 5 施設

イオンモール川口前川 駐車場

3 水害時、気象情報等から想定される災害規模に応じた避難場所の開設

- (1) 洪水が想定される場合は、浸水想定区域外の小・中・高等学校及び公民館を指定緊急避難場所として開設し、浸水想定区域内の小・中・高等学校及び公民館等のうち、想定浸水深以上の階に垂直避難することができる施設については、指定緊急避難場所として開設する。
- (2) 集中豪雨等により、一時的に避難が必要になった場合、全ての指定緊急避難場所を開設するほどの災害規模ではないが、風雨が強くなることが予想される気象時、ゲリラ豪雨等による床上・床下浸水世帯が発生した場合は公民館等を開設する。
- (3) 土砂災害警戒区域・特別区域において急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合には、神根・神根西・新郷・安行・戸塚・戸塚西・鳩ヶ谷・里公民館の 8 公民館を指定緊急避難場所として一時的に開設する。
- (4) (1) に該当する場合、想定浸水深から開設できない施設として、洪水時には原町小学校の 1 校及び南平・朝日・朝日東・青木東・青木・芝北の 6 公民館及び生涯学習プラザは開設しない。

4 その他

- (1) 内水氾濫時一とき避難所の名称は廃止する。(施設設置の看板は修正)
- (2) 水害のおそれがある場合に指定緊急避難場所へ避難する際は、事前準備をする猶予があり、かつ短期的な避難が予想されることから、自助の範囲で必要物品は各自用意してもらうよう引き続き普及啓発する。

【見直し前と見直し後の比較】

○避難所及び避難場所の指定の考え方

施設	見直し前	見直し後
小・中・高等学校 及びスポーツセンター等 (93 施設)	指定避難所	指定避難所 及び指定緊急避難場所
公民館等 (35 施設)	内水氾濫時一とき避難 場所	指定緊急避難場所

○小・中・高等学校及びスポーツセンター等 (93 施設)

種別	見直し前	見直し後
地震	指定避難所として開設	指定避難所として開設
洪水	原則、浸水想定区域外の学校を避難所として開設	指定緊急避難場所として開設 (浸水想定区域内の施設は垂直避難を想定)
集中豪雨	開設しない	開設しない
土砂災害	開設しない	開設しない

○公民館等 (35 施設)

種別	見直し前	見直し後
地震	原則、開設しない	原則、開設しない (避難所の収容状況により開設の可能性有)
洪水	原則、開設しない	指定緊急避難場所として開設 (浸水想定区域内の施設は垂直避難を想定)
集中豪雨	内水氾濫時一とき避難所として開設	指定緊急避難場所として開設
土砂災害	内水氾濫時一とき避難所として、地区を限定して開設	指定緊急避難場所として、地区を限定して開設